

正会員規程

1. 目的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会(以下「協会」という)定款第2章第6条に基づき正会員について定める。

2. 入会

正会員となろうとする者は、この法人が別に定める検定規程により実施する検定に合格のうえ、入会申込書を会長に提出し、理事会の議決を受けなければならない。ただし、協会の事業を達成するために必要と認められる者は、理事会の議決を経て別に定める推薦入会規程により入会することができる。

3. 入会金及び会費

(1) 入会金は 20,000 円とする。

(2) 年会費は次のとおりとする。

ステージⅣ 年額 15,000 円

ステージⅢ 年額 13,000 円

ステージⅡ 年額 11,000 円

(3) 会費納入は年1回とし、毎年9月末日までに納入し、次年度分とする。

(4) 既納の入会金及び会費はどのような事由があっても返還しない。

4. 教師活動

正会員が教師活動を行う場合は、公認スキー学校で行わなければならない。ただし、事情により理事会が承認したときはこの限りではない。

5. 種別

正会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 活動会員 会員研修会規程の参加義務を果たし、公認スキー学校で教師活動を行っている者。

(2) 維持会員 活動会員の義務を果たせない者（入会時は全員活動会員）。次の各項が適用される。

イ. 教師活動（指導活動）は出来ない。

ロ. 公認スキー学校規程設置基準6項に定める構成メンバーになれない。

6. 資格

正会員の資格は、次のとおりとする。

ステージⅡ

ステージⅢ

ステージⅣ

7. 資格の有効期限

4年間とする。

8. 資格の更新

正会員は有効期間の満了する年度（協会会計年度）に資格を更新する。更新は別に定める会員研修会規程による。

9. 資格の喪失

定款第2章第10条による。

10. 退会

定款第2章第11条による。

11. 除名

定款第2章第12条による。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

但し、8項は、平成24年10月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年11月16日から施行する。

但し、3項(2)の年会費は第41期分から適用する。